

## クレジットカード取引における利用者保護：その現状と課題

吉元, 利行

<https://doi.org/10.15017/1654632>

---

出版情報：九州大学, 2015, 博士（法学）, 課程博士  
バージョン：  
権利関係：全文ファイル公表済

氏名：吉元 利行

論文題名：「クレジットカード取引における利用者保護—その現状と課題—」

区分：甲

## 論文内容の要旨

現在のクレジットカード取引の主流は、VISA, MasterCard という国際ブランドが介在する四当事者以上が関与する多数当事者型取引であり、代金の決済だけでなく、公債権・税金・寄付まであらゆる決済に利用可能となっている。また、海外旅行やインターネットでの決済に不可欠なものとなっている。だが、インターネット取引などで悪質業者の不当表示や出会い系サイトなどでの詐欺まがいの商法の被害になる利用者が存在するため、カード会社による加盟店管理義務の強化の必要性が指摘されている。わが国では、チケット・クーポンによる分割払いやショッピングクレジットなど三当事者型の消費者信用取引に対する規制として、割賦販売法において利用者に支払停止の抗弁権を認めることにより、カード会社による加盟店の調査の徹底が図られ、トラブルの防止が図られてきた。この伝統的な手法は、二当事者取引の延長として三当事者型取引を捉え、売主と与信業者間の密接な関係と分割払いによる誘因性を根拠としている。

しかし、国際カードを利用した多数当事者型取引は、支払方法が1回払いであり、海外での利用も割賦販売法の適用対象とはなっていない。また、三当事者型の場合とは異なり、カード発行機能と加盟店管理機能が分化しているため複数のカード会社が登場し、新たに国際ブランドや決済代行会社といった当事者が加わっている点で、現行割賦販売法の規制の枠には収まらない問題がある。

そこで、現在の多数当事者型取引をどのように捉え、関係当事者にどのような義務と責任を負わせるべきか、英米の消費者信用法制の状況や国際ブランドのルール、判例等を参考に、わが国にどのような制度を導入すべきか検討したのが本論文である。

まず、第1章でわが国におけるクレジットカード取引の歴史と規制内容について概観する。

第2章において、イギリス消費者信用法75条の共同責任を扱う。イギリスでは、消費者信用の主流であった hire-purchase の発展についてその経緯と要因を調査・分析するとともに、借主（買主）の権利を保護する法理の発展の経緯及び裁判と立法による対応状況を確認する。そのうえで、消費者信用法75条の対象となる Debtor-Creditor-Supplier 契約において、Creditor の Supplier との共同責任を認めるに至った過程について国会議事録をもとに立法事実と75条の射程について分析を行う。

75条において、Creditor が Supplier とともに共同責任を負うのは、供給者の不実表示と契約違反であるが、Creditor が現実に取り受ける責任の内容及び損害賠償の範囲に関して、

裁判例及び金融オンブズマン機構の裁定例を検討した。その結果、金融機関が契約内容を知らず、また債務者の真実の職業や商品の目的適合性の判断ができなくても、信託利益だけでなく、逸失利益等の損害賠償リスクがあり、迷惑料を含めたりリスクを負っていることがわかった。また、その賠償額に制限がないため、信用供与額をはるかに超えることや返済受領後も賠償責任が及ぶことの問題点が明らかになった。なお、貴族院は、2007年海外に所在する供給業者と現地にてクレジットカード決済した場合にも、供給者の契約違反等の共同責任をイギリスのカード発行会社が負担するとの判決を行っている。

カード会社の共同責任の規定は、他の EU 諸国内には存在せず、イギリスにおいて過大な負担となっている問題点がある。

第三章では、アメリカにおけるクレジットカード取引が二当事者型から四当事者型に変化していく過程における消費者保護の歴史を概観した上、クレジットカード取引を規制する連邦法である貸付真実法及び州法として採用される統一消費者信用法典の内容について調査した。このうち、貸付真実法における「請求の誤り」、「請求と抗弁」がオープンエンド消費者信用プランのカード保有者のカード代金請求に対抗できる法的権利である。

裁判例をもとに調査・分析した結果、抗弁の対象となる消費性商品の範囲、「請求と抗弁」に関する距離的な制限及び手続に関しては、消費者の有利に解釈される傾向が明らかになった。しかし、一方で、距離的な制限の運用と申出に関する期間制限に関して原則的な運用も維持されている。

なお、貸付真実法は、勧誘や解約に関する規定やチャージ・バックに関する規定も含めて、規定を置いており、一部の州法についても同様である。この場合は、カード発行者と加盟店契約を締結していない販売業者との間であっても、有効に作用すると考えることができるため、多数当事者型取引が主流になったわが国における消費者保護と加盟店管理のあり方に重要な示唆を与えるものと思われる。

第四章では、わが国におけるクレジットカード取引の仕組みと法的な性質論について三当事者型との比較を試みる。行政の示す「密接関連性」を判定する5つの要素に照らして、判定した結果、多数当事者型取引についての割賦販売法の非適用の妥当性を確認した。また、後日リボルビング支払に変更される取引についても特定販売業者等への該当可能性の希薄さ、支払方法変更の承認の方式や方法などを勘案すると割賦販売法の適用がないとの私見を明らかにした。

しかし、そうなると、カード利用者の保護の観点から、割賦販売法以外のスキームで救済が必要とされる。そこで、チャージ・バック制度を比較検討したところ、チャージ・バック・リーゼンが実質的に契約の不成立、無効、取消、解除、債務不履行のほとんどに対応しているため、行使期間に制約があるものの、極めて有効な紛争解決ルールとなる可能性がある。わが国の割賦販売法に、チャージ・バック制度と加盟店のクレジットカード取扱のルール遵守義務を盛り込むことで、1回払い中心の現行多数当事者型取引における加盟店管理の問題点に十分対応できるのではないかと考える。